

経過措置が延長になりました 平成 31 年度 高齢者肺炎球菌予防接種（定期）



65 歳の方は、高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象です。平成 31 年度から5年間は、引き続き、経過措置として、65 歳から5歳刻みで節目の年齢にあたる方も定期接種の対象となります。平成 31 年度は 100 歳以上の方も対象です。対象年齢に該当し接種を希望する方は、2020 年3月末までに接種を受けてください。定期接種対象外で接種を希望する方は、町独自の助成（任意予防接種）を受けることができます。 ※問合せ先 基山町保健センター ☎92-2045

	定期予防接種	任意予防接種
	基山町に住所を有する方	
対象者	<p>これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがなく、次の①又は②に該当する方</p> <p>① 65 歳の方 (昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生) ※平成 35 年度までは経過措置あり（表 1 参照）</p> <p>② 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の生活活動が極度に制限される程度の障がいや、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方</p>	接種日に 65 歳以上の方で定期予防接種の対象年齢に該当しない方。または、定期接種の対象年齢に該当するが、過去に接種履歴がある方
接種医療機関	県内の広域実施医療機関 (町内医療機関は表 2 参照)	任意の医療機関
接種費用 (個人負担分)	接種時に 2,500 円の個人負担を支払う	一旦、医療機関で全額を支払い、基山町保健センターへ申請後、3,000 円を上限に助成 ※申請に必要なもの 申請書（保健センターにあります）、 領収書の原本、印鑑（認め印可）、 振込を希望する口座番号
接種回数	1 回	2 回まで助成可能（5 年以上の期間をあけて）
接種期間	4 月 1 日(月)～ 2020 年 3 月 31 日(火)	任意の時期

【表 1】平成 31 年度の定期予防接種対象者

65 歳	昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生
経過措置による定期予防接種対象者（平成 31 年度）	
70 歳	昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日生
75 歳	昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生
80 歳	昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日生
85 歳	昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 10 年 4 月 1 日生
90 歳	昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日生
95 歳	大正 13 年 4 月 2 日～大正 14 年 4 月 1 日生
100 歳	大正 9 年 4 月 1 日以前に生まれた方

【表 2】町内の定期接種実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号	予約
池田胃腸科外科	小倉 545-55	92-2308	要
きやま鹿毛医院	宮浦 399-1	92-2650	要
さかい胃腸・内視鏡内科 クリニック	小倉 1059-2	92-1121	要
つくし整形外科医院	園部 2765-25	92-7655	要
中洲医院	宮浦 259-45	81-0061	要
鹿毛診療所	宮浦 186-65	50-8059	要
なるお内科小児科	けやき台1丁目 23-7	92-4170	不要

※定期接種は、上記以外の県内の登録医療機関でも助成を受けることができます。
※任意接種は、県外を含め、個人の希望する医療機関で接種可能です。

肺炎球菌ワクチンの効果と副反応

ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎の約 80% に対応することができます。接種をしてから免疫ができるまで約 1 か月かかり、その免疫は約 5 年続くといわれています（個人差あり）。主な副反応は、接種部位の腫れ・痛み、軽い発熱がみられることがありますが、通常 1～2 日で消失します。高熱や体調の変化、その他の異常反応に気付いた場合は、医療機関を受診してください。